

2017年6月27日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

各位

## 「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》改訂への対応について

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（取締役社長：平木 秀樹、以下、弊社）は、本日、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、本コード）の改訂を踏まえ、公表事項を更新しましたので、お知らせいたします。

本コードの改訂では、コーポレートガバナンス改革の実質を深化させていくことが必要であるとの考えのもと、従来の7つの原則につき指針の改訂がなされており、運用機関のガバナンス・利益相反管理やパッシブ運用における対話、議決権行使結果の公表の充実、運用機関の自己評価等が新たに盛り込まれています。

弊社は、これらの改訂された指針の内容を踏まえ、特に議決権行使に関しては、可視性を一層高める観点から、日本株式の議決権行使結果について、全投資先企業を対象に、弊社グループとの取引の有無を客観的情報に基づいて明確に示した上で、個別の投資先企業および議案毎に弊社ウェブサイトにて公表いたします。なお、個別開示は四半期毎に行うこととし、第1回目は4～6月総会分の個別開示を8月に行う予定です。

本コードへの対応方針につきましては、ウェブサイトにおいて開示しております。

[日本版スチュワードシップ・コードへの対応](#)

弊社は、本コードへの対応を積極的に推進することにより、スチュワードシップ活動を通じて、投資先の日本企業の企業価値の向上や持続的成長を促し、顧客（受益者）の中長期リターンの最大化を図る責任（スチュワードシップ責任）を適切に果たしてまいります。

以上